

日南市指定給水装置工事事業者 (新規申請のご案内)

●日南市水道事業の設置等に関する条例及び日南市簡易水道事業給水条例の適用される区域内における給水装置の工事は、日南市水道事業指定給水装置工事事業者規程第4条により「指定」を受けた者が施行することとなっています。

●この「指定」を受けるための手続きは、以下のとおりです。

【提出書類】

	個人	法人	備 考
指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1)	○	○	表面と裏面があります。(両面とも記入してください)
機械器具調書(別表)	○	○	機械器具の写真を添付してください。(カラーコピーでも可)
誓約書(様式第2)	○	○	法人の場合は、役員全員。身分証明書(本籍地の市町村発行)
住民票の写し(抄本、本籍入り)	○	—	発行日から3か月以内のものを添付してください。
定款の写し	—	○	直近のものを添付してください。また、財団法人の場合は「寄付行為」の写しを添付してください。
登記簿謄本又は履歴事項全部証明書	—	○	発行日から3か月以内のものを添付してください。
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	○	○	選任された方の氏名・免状番号を確認できるもの(給水装置工事主任技術者免状コピー、給水装置工事主任技術者証コピー)が必要となります。
その他	○	○	事務所の位置図及び写真を添付してください。

【申請手数料】

・指定の申請 15,000円

【申請場所】

日南市役所水道庁舎2階事務室

日南市水道課工務係

電話(直通)0987-31-1171

FAX 0987-31-1199

〒887-8585 日南市中央通一丁目1番地1

【申請書類の記入方法】

1 指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1)

		個 人	法 人
表 面	申請者の欄	住民票の写しのとおり記入する。	登記簿謄本のとおり記入する。
	役員の欄	記入不用。	代表取締役から監査役までの役員全部を記入する。
	事業の範囲の欄	所得税の確定申告書等を参考に記入する。	登記簿謄本の「目的」の欄を参考に記入する。
裏 面	事業所の名称・所在地の欄	表面の申請者と同じ場合でも記入する。また、給水装置工事を行おうとする事業所が複数ある場合は、その事業所も記入する。 (例: ~支店、~営業所など)	
	給水装置工事主任技術者の氏名・交付番号の欄	選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名・免状の交付番号を記入する。	

指定基準は全国統一です

※指定給水装置工事事業者は、指定を受けた日から2週間以内に給水装置工事主任技術者を選任し、選任届を提出することとされていますが、(水道法施行規則第21条第1項)、日南市では、指定の申請と合わせて「選任届」を提出していただいております。

●機械器具調書(別表)

それぞれの機械器具について、必ず1種類以上記入してください。

厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。

- ・管の切断用具 金切りのこ等
- ・管の加工用具 やすり、パイプねじ切り器具
- ・管の接合用具 トーチランプ、パイプレンチ等
- ・水圧テストポンプ

●誓約書

次のいずれにも該当しない者であること。

- ・成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ・水道法に違反して、刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・日南市水道事業指定給水装置工事事業者規程の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- ・その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者